

平成 24 年度 岐阜工業高等専門学校シラバス					
教科目名	建築法規	担当教員	山田重也 (非常勤)		
学年学科	5年 建築学科	前期	必修	1 単位(学修)	
学習・教育目標	(D-2 社会技術) 100%		JABEE 基準 1 (1) : (d)		
授業の目標と期待される効果： 建築物の設計・施工に必要な不可欠である建築基準法と関係法令について、条文の主旨・内容の理解を図ります。具体的には以下の項目を目標とする。 ①建築基準法に関わる申請等の実務的内容の理解。 ②建築物の敷地、構造、避難、建築設備等の規制の内容の理解。(法第2章) ③都市計画区域における建築物の敷地、用途、面積、高さ、構造等の規制の理解。(法第3章) ④その他の建築関連法規の概要の理解		成績評価の方法： 平常試験 100 点+期末試験 100 点とし、総得点率 (%) によって成績評価を行なう 達成度評価の基準： 建築士資格試験と同レベルの問題を試験で出題し、6 割以上の正答レベルまで達していること。なお成績評価への重みは①～⑥を各 10～20%とする。 ① 建築確認業務に関する問題をほぼ正確(6 割以上)に解くことができる ② 建築基準法における建築物の敷地に関連する規定(道路、用途地域、建蔽率、容積率等)の問題をほぼ正確(6 割以上)に行なうことができる ③ 建築基準法に規定された建築物の構造に関する問題をほぼ正確(6 割以上)に解くことができる ④ 建築基準法に規定された建築物の建築設備に関する問題をほぼ正確(6 割以上)に解くことができる ⑤ 建築基準法に規定された都市計画に関する問題をほぼ正確(6 割以上)に解くことができる ⑥ その他の建築関連法規に関する問題をほぼ正確(6 割以上)に解くことができる			
授業の進め方とアドバイス：建築基準法関係規定に関わる幅広い知識の習得のため、主要条文について法令集を読み合わせながら、成立された社会背景、建物に求められるもの、成文化された条文の読解、具体的な規制の内容を解説します。あわせて、建築士資格試験について解説を行っていくので、十分復習し受験準備をされたい。					
教科書および参考書：基本建築関係法令集〔法令編〕平成 24 年版 井上書院発行					
授業の概要と予定			教室外学修		
第 1 回：建築基準法の歴史・体系、用語の定義			条文の読み方を復習する。		
第 2 回：用語の定義②			用語に関する演習を行う。		
第 3 回：建築確認・検査 特定行政庁を調べる。			建築確認・検査 特定行政庁を調べる。		
第 4 回：建築物の敷地、特殊建築物の耐火制限			耐火制限に関する演習を行う。		
第 5 回：居室の採光と換気、階段の構造			採光補正係数の計算演習を行う。		
第 6 回：特殊建築物の避難① (廊下、階段、通路)			避難施設に関する演習を行う。		
第 7 回：特殊建築物の避難② (排煙、非常照明、進入口)			避難施設に関する演習を行う。		
第 8 回：中間のまとめ			—		
第 9 回：都市計画区域・道路・用途地域			用途制限に関する演習を行う。		
第 10 回：建ぺい率・容積率			建ぺい率・容積率に関する演習を行う。		
第 11 回：建築物の各部分の高さの制限①			斜線制限に関する演習を行う		
第 12 回：建築物の各部分の高さの制限②			斜線制限に関する演習を行う		
第 13 回：日影による高さの制限			日影図の書き方を復習する。		
第 14 回：防火・準防火地域			構造制限に関する演習を行う。		
第 15 回：その他の関係法令			関係法令に関する演習を行う。		
期末試験					
第 16 回：フォローアップ (期末試験の解答の解説など)					